第十五条　この条約の締約国となる資格

1　世界知的所有権機関の加盟国は、この条約の締約国となることができる。

2　総会は、この条約が対象とする事項に関して権限を有し、及び当該事項に関してその全ての構成国を拘束する自らの法制を有する旨並びにこの条約の締約国となることにつきその内部手続に従って正当に委任を受けている旨を宣言する政府間機関が、この条約の締約国となることを認める決定を行うことができる。

3　欧州連合は、この条約を採択した外交会議において2に規定する宣言を行っており、この条約の締約国となることができる。

第十六条　この条約に基づく権利及び義務

各締約国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、この条約に基づく全ての権利を享有し、全ての義務を負う。

第十七条　この条約の署名

この条約は、マラケシュにおける外交会議において、その後はこの条約の採択の後一年間、世界知的所有権機関の本部において、この条約の締約国となる資格を有する国又は政府間機関による署名のために開放しておく。

第十八条　この条約の効力発生

この条約は、第十五条に規定するこの条約の締約国となる資格を有する国又は政府間機関のうち二十の国又は政府間機関が批准書又は加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。

第十九条　締約国についてこの条約の効力が生ずる日

この条約は、次に掲げる日からこの条約の締約国となる資格を有する国及び政府間機関を拘束する。

(a)　前条に規定するこの条約の締約国となる資格を有する二十の国又は政府間機関については、この条約が効力を生じた日

(b)　(a)の国又は政府間機関以外の第十五条に規定するこの条約の締約国となる資格を有する国又は政府間機関については、当該国又は政府間機関が世界知的所有権機関事務局長に批准書又は加入書を寄託した日から三箇月の期間が満了した日

第二十条　この条約の廃棄

いずれの締約国も、世界知的所有権機関事務局長に宛てた通告により、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務局長がその通告を受領した日から一年で効力を生ずる。

第二十一条　この条約の言語

1　この条約は、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による原本一通について署名する。

2　世界知的所有権機関事務局長は、いずれかの関係国の要請により、全ての関係国と協議の上、1に規定する言語以外の言語による公定訳文を作成する。この2の規定の適用上、「関係国」とは、世界知的所有権機関の加盟国であって当該公定訳文の言語をその公用語又は公用語の一とするもの並びに欧州連合及びこの条約の締約国となることができる他の政府間機関であって当該公定訳文の言語をその公用語の一とするものをいう。

第二十二条　寄託者

この条約の寄託者は、世界知的所有権機関事務局長とする。

二千十三年六月二十七日にマラケシュで作成した。

外務大臣　河野　太郎
文部科学大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

（右条約の英文）

Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons Who Are Blind, Visually Impaired, or Otherwise Print Disabled

TABLE OF CONTENTS

Preamble
Article 1: Relation to Other Conventions and Treaties
Article 2: Definitions
Article 3: Beneficiary Persons
Article 4: National Law Limitations and Exceptions Regarding Accessible Format Copies
Article 5: Cross-Border Exchange of Accessible Format Copies
Article 6: Importation of Accessible Format Copies
Article 7: Obligations Concerning Technological Measures
Article 8: Respect for Privacy
Article 9: Cooperation to Facilitate Cross-Border Exchange
Article 10: General Principles on Implementation
Article 11: General Obligations on Limitations and Exceptions
Article 12: Other Limitations and Exceptions
Article 13: Assembly
Article 14: International Bureau